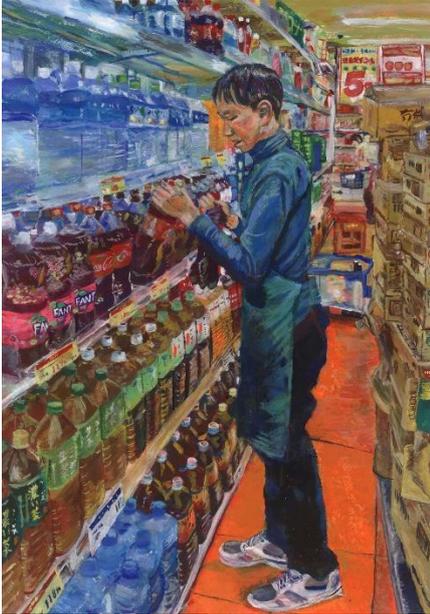




三重の労働



LABOR OF MIE PREFECTURE VOL.273 2021年10月・11月



「感謝一彩りー」

三重県松阪市 中瀬 友之 (なかせ ともゆき) さんの作品
※この作品は、(独) 高齢・障害・求職者雇用支援機構 (JEED) が主催する令和3年度絵画コンテスト 働くすがた～今そして未来～のJEED理事長奨励賞受賞作品です。

中瀬さんは平成30年にドラッグセイムス大石店で障がいがあっても働けると受け入れられ、アルバイトで就職し現在は品出しと前出しの業務を行っています。作品はご自身が仕事をしているところを描いたものです。ご本人は「会社の人は優しいし、アドバイスもしてくれます。就職出来て幸せです。感謝です。」とのコメントを寄せてくださいました。

1. 三重県からのお知らせ

- ① インターンシップ&就職活動対策セミナーのご案内 (PDF: 345KB)
- ② シニア世代のための合同企業説明会【志摩市】 (PDF: 383KB)
- ③ シニア世代のための合同企業説明会【亀山市】 (PDF: 371KB)
- ④ シニア世代のための就労相談会【鳥羽市・志摩市】 (PDF: 1,032KB)
- ⑤ シニア世代のための就労相談会【鈴鹿市・亀山市】 (PDF: 1,048KB)

2. 個別労働関係紛争のあっせんのご案内 (PDF: 87KB)

3. 三重労働局からのお知らせ

- ① 求職者支援制度のご案内 (PDF: 737KB)
- ② 「公正採用選考オンライン研修会 (動画の視聴)」開催のご案内 (PDF: 493KB)
- ③ 全国労働衛生週間メッセージ (PDF: 1,338KB)
- ④ 令和3年8月から業務改善助成金が使いやすくなります (PDF: 1,007KB)
- ⑤ 年次有給休暇を活用して三重県の魅力を満喫! (PDF: 6,642KB)
- ⑥ 「労働関係法令等オンライン説明会」を開催します (PDF: 1,438KB)
- ⑦ コロナ禍における勤務環境改善のためのオンラインワークショップのご案内 (PDF: 1,379KB)
- ⑧ 女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等オンライン「個別相談会」 (PDF: 332KB)
- ⑨ 11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」 (PDF: 256KB)
- ⑩ 三重県最低賃金902円 (PDF: 1,274KB)

* 「三重の労働2021年10月・11月号」全ページを一括ダウンロードする (PDF:17,711KB)

採用担当者
向け

人事採用担当者の方は是非ご参加ください。

無料WEBセミナー

インターンシップ&就職活動 対策セミナーのご案内

コロナ禍において、企業活動が徐々に戻りつつある中、依然として続く人手不足感の解消のために、新卒・中途を含めた厳しい採用活動が再び始まろうとしております。このような中で、自社が求める人材を、インターンシップの受入等により、どのように採用するかがポイントとなります。

インターンシップは、学生のニーズが年々増加・多様化しております。また、受入企業にとっては、学生に自社の魅力を広くアピールする最大の機会であります。その中で、近年では、オウンドメディア（自社が保有するメディア）の活用が注目されるなど、コロナ禍・アフターコロナを見据えて、学生のインターンシップや就職活動にも大きな変化が生じております。

そこで今回は、学生・大学の動向と、企業における対策をお話し頂きます。

今回の講演は、今後の採用活動に参考にして頂ける内容ですので、この機会に多くの人事採用担当者の皆様の参加をお待ちしております。

開催日

2021年11月9日(火)
13:30~16:30

開催方法

Zoom

基調講演

テーマ

「コロナ禍・アフターコロナを見据えた インターンシップと就職活動について」

講師

名古屋経済大学経済学部教授・キャリアセンター長

大黒 光一 氏 (元リクルート 就職ジャーナル編集長)

参加お申し込み【TEL・FAX・E-mailにてお申し込み下さい。】

TEL 059-228-3557 FAX 059-228-3710 E-mail kazu@miekeikyo.jp

締切 2021年11月2日(火)までにお申し込み下さい。

事業所名				
所在地	ご住所	〒	-	
	電話番号		FAX番号	
E-mail				
役職		お名前		
役職		お名前		

お問い合わせ

三重県経営者協会 〒514-8691 津市丸之内養正町4-1 森永三重ビル3階 TEL 059-228-3557/FAX 059-228-3710

主催：三重県

運営：三重県経営者協会

このセミナーは、三重県からの受託事業として開催しております。

県内(南勢地域)にお住いの概ね**55**歳以上のお仕事をお探しの方

生涯現役促進地域連携事業

※本事業は厚生労働省の委託を受け、三重県生涯現役促進地域連携協議会が実施するものです。

シニア世代のための 合同企業説明会



参加**無料**

事前**予約制**

履歴書**不要**

服装**自由**

参加者募集しています!

開催
日時

2021年**10**月**6**日(水)
13:00~16:00

映像による職場体験
コーナーもあります。

会場

志摩市磯部生涯学習センター
多目的ホール
(志摩市磯部町迫間 878-9)



高年齢者雇用に関心のある企業と
運命の出会いをサポートします!

- シニア世代の雇用に関心のある企業・事業所が参加します。
- 参加企業名等は、随時、当協議会のホームページに掲載します。
- 参加企業等から仕事の説明を詳しく聞けます。
- 企業等の概要・仕事内容についての情報提供の場です。
採用に関する行為は一切行いません。
参加費無料ですのでお気軽にご参加ください!!

雇用保険受給者の皆様
『求職活動実績』
になります。
『雇用保険受給資格証』
を持参ください。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 協力：ハローワーク

会場のご案内



新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

- ①当日はマスクの着用をお願いします。
- ②入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします。
- ③感染症の拡大状況により、開催内容を変更、または開催を延期、中止する場合があります。
- ④発熱等の症状のある方、体調のすぐれない方、海外への訪問歴が14日以内にある方は参加をご遠慮いただくようお願いいたします。
- ⑤スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCOA)」の活用をお願いします。また、会場において、「安心みえるLINE」のQRコードの読み込みにご協力をお願いします。
- ⑥参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。



参加申し込み

TEL・FAXにてお申し込み下さい。

TEL 059-261-6153

FAX 059-261-1762

定員 60名

締切 2021年9月30日(木) までにお願いします。(定員締切)

氏名		
所在地	住所	〒
	TEL・携帯	

申し込み先

三重県生涯現役促進地域連携協議会

〒514-0042 三重県津市新町1丁目6番28号 TEL 059-261-6153 FAX 059-261-1762

県内(北勢地域)にお住いの概ね**55歳以上**のお仕事をお探しの方

生涯現役促進地域連携事業

※本事業は厚生労働省の委託を受け、三重県生涯現役促進地域連携協議会が実施するものです。

シニア世代のための 合同企業説明会



参加**無料**

事前**予約制**

履歴書**不要**

服装**自由**

参加者募集しています!

開催
日時

2021年**11月10日**(水)
13:00~16:00

映像による職場体験
コーナーもあります。

会場

亀山市文化会館
1F「中央コミュニティセンター」
(亀山市東御幸町 63 番地)



高年齢者雇用に関心のある企業と
運命の出会いをサポートします!

- シニア世代の雇用に関心のある企業・事業所が参加します。
- 参加企業名等は、随時、当協議会のホームページに掲載します。
- 参加企業等から仕事の説明を詳しく聞けます。
- 企業等の概要・仕事内容についての情報提供の場です。
採用に関する行為は一切行いません。
参加費無料ですのでお気軽にご参加ください!!

雇用保険受給者の皆様
『**求職活動実績**』
になります。
『**雇用保険受給資格証**』
を持参ください。

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 協力：ハローワーク

会場のご案内



新型コロナウイルス感染症対策に関するお願い

- ①当日はマスクの着用をお願いします。
- ②入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします。
- ③感染症の拡大状況により、開催内容を変更、または開催を延期、中止する場合があります。
- ④発熱等の症状のある方、体調のすぐれない方、海外への訪問歴が14日以内にある方は参加をご遠慮いただくようお願いします。
- ⑤スマートフォンを活用した「新型コロナウイルス接触確認アプリ(COCONA)」の活用をお願いします。また、会場において、「安心みえるLINE」のQRコードの読み込みにご協力をお願いします。
- ⑥参加したイベントで感染が発生した場合、保健所などの聞き取りにご協力ください。



参加申し込み

TEL・FAXにてお申し込み下さい。

TEL 059-261-6153

FAX 059-261-1762

定員 80名

締切 2021年11月2日(火) までにお願いします。(定員締切)

氏名		
所在地	住所	〒
	TEL・携帯	

申し込み先

三重県生涯現役促進地域連携協議会

〒514-0042 三重県津市新町1丁目6番28号 TEL 059-261-6153 FAX 059-261-1762

県内にお住いの
概ね**55**歳以上のお仕事をお探しの方
就労相談会 **無料**

シニア世代の就労をサポートします

個別に
相談に対応
します

シニア世代に
特化した
対応をします

服装
自由です

関連機関と
連携した
サポートを
します

参加者
募集
しています

就労まで
お世話を
します

事前
予約制です



参加費無料ですのでお気軽にご参加ください!!

対象

概ね**55**歳以上の方

会場

詳細は裏面に記載しています

雇用保険受給者の皆様

『**求職活動実績**』
になります

『**雇用保険受給資格証**』
を持参ください



私たちの就労相談とは

就労相談会の特色

1. ハローワークの求人情報を提供します。
2. 支援員が相談者のニーズに寄り添い、就労までの支援を展開します。
3. お一人様60分以内とさせて頂き、状況に併せて継続した相談も対応します。
4. 関係機関と連携を図りながら、協議会ならではの丁寧なマッチングを行います。



鳥羽市・志摩市
相談会場はこちらです

地区	開催会場	開催日				時間
鳥羽	鳥羽市役所 西庁舎3階「相談室」	1回目	6月11日(金)	4回目	12月10日(金)	10:00 } 16:00
		2回目	8月20日(金)	5回目	令和4年2月4日(金)	
		3回目	10月8日(金)	6回目	3月11日(金)	
志摩	志摩市役所 4階会議室	1回目	6月18日(金)	4回目	12月17日(金)	
		2回目	8月27日(金)	5回目	令和4年2月18日(金)	
		3回目	10月15日(金)	6回目	3月18日(金)	

鳥羽市役所



志摩市役所



新型コロナウイルス感染拡大のため、ご協力をお願いします

- ①発熱症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください
- ②当日はマスクの着用をお願いします
- ③入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします



参加をご希望の方は下記よりお申込みください

☎ **059-261-6153**

※お電話の受付は平日のみの9:00~17:00になります

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 協力：ハローワーク伊勢

県内にお住いの
概ね55歳以上のお仕事をお探しの方
就労相談会

無料

シニア世代の就労をサポートします

個別に
相談に対応
します

シニア世代に
特化した
対応をします

服装
自由です

関連機関と
連携した
サポートを
します

参加者
募集
しています

就労まで
お世話を
します

事前
予約制です



雇用保険受給者の皆様

『求職活動実績』
になります

『雇用保険受給資格証』

を持参ください

参加費無料ですのでお気軽にご参加ください!!

対象

概ね55歳以上の方

会場

詳細は裏面に記載しています



私たちの就労相談とは

就労相談会の特色

1. ハローワークの求人情報を提供します。
2. 支援員が相談者のニーズに寄り添い、就労までの支援を展開します。
3. お一人様60分以内とさせて頂き、状況に併せて継続した相談も対応します。
4. 関係機関と連携を図りながら、協議会ならではの丁寧なマッチングを行います。



鈴鹿市・亀山市
相談会場はこちらです

地区	開催会場	開催日		時間
鈴鹿	鈴鹿市役所 7階 702会議室	1回目	10月19日(火)	10:00 ? 16:00
		2回目	12月14日(火)	
		3回目	2月15日(火)	
亀山	亀山市役所 西庁舎 3階「第六会議室」	1回目	10月20日(水)	
		2回目	12月15日(水)	
		3回目	2月16日(水)	

鈴鹿市役所



亀山市役所



新型コロナウイルス感染拡大のため、ご協力をお願いします

- ①発熱症状のある方、体調のすぐれない方は参加をお控えください
- ②当日はマスクの着用をお願いします
- ③入口で検温・アルコールによる手指消毒をお願いします



参加をご希望の方は下記よりお申込みください

☎ 059-261-6153

※お電話の受付は平日のみの9:00~17:00になります

主催：三重県生涯現役促進地域連携協議会 協力：ハローワーク鈴鹿

個別労働関係紛争のあっせんのご案内

～労使トラブルの解決をお手伝いします～

労使関係でお困りの方を支援します！！

● 個別労働関係紛争のあっせんとは

個々の労働者と会社との間で、労働条件などをめぐって紛争が発生し、自主的な解決が困難なとき、当事者からの申請に応じて、紛争を平和的に解決するための仲介・援助などを行う制度です。

● 例えば、こんな時に利用できます！

労働者の方

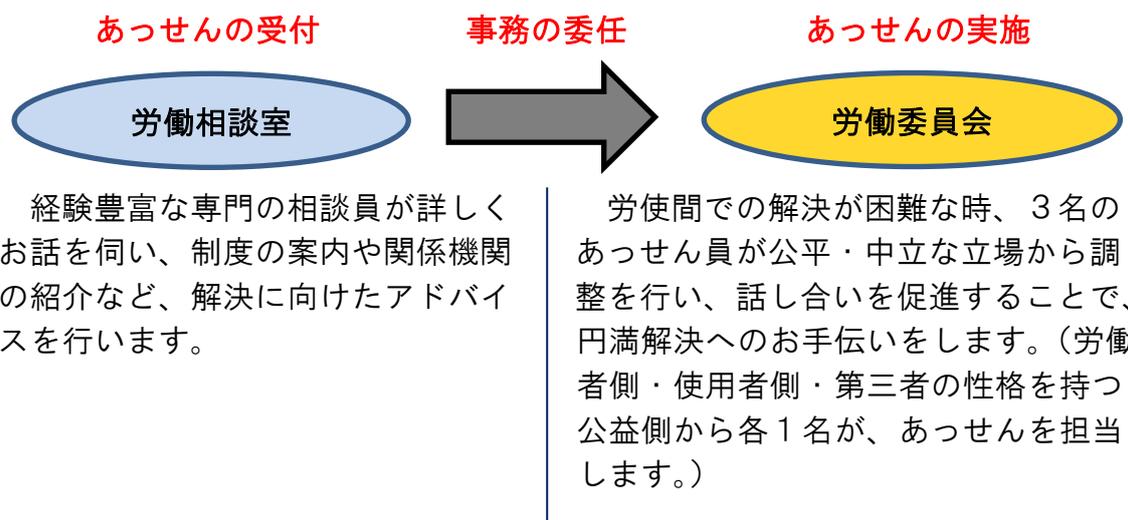
- ・ 事前に説明もなく突然解雇された。
- ・ 突然時給が引き下げられた。
- ・ パワハラやセクハラを受けた。
- ・ アルバイトを辞めさせてもらえない。
- ・ ミスによる損害の賠償を求められた。

使用者の方

- ・ 経営上の理由から、事前に十分説明し配置転換を命じたが、理由もなく拒否されている。
- ・ 労働条件について従業員との話し合いがまとまらない。

● ご利用方法

まずは、三重県労働相談室にご相談ください。ご相談の内容に応じて適切なサポートを行い、労働委員会のあっせんの受付も行います。労働相談室及び労働委員会のご利用は無料です！



～問い合わせ先～

三重県労働相談室（相談・申請窓口） TEL:059-213-8290 <※多言語対応>
（〒514-0004 津市栄町1丁目891 三重県勤労者福祉会館1階）

三重県労働委員会事務局（あっせんに関すること） TEL:059-224-3033 FAX:059-224-3053
（〒514-0004 津市栄町1丁目954 三重県栄町庁舎5階）

再就職や転職を目指す皆さまへ

求職者支援制度のご案内

月10万円
給付金

+

無料の
職業訓練

+

就職
サポート

■ 求職者支援制度とは？

- 求職者支援制度は、再就職や転職を目指す求職者の方が、月10万円の生活支援の給付金を受給しながら、無料の職業訓練を受講する制度です
- 訓練開始前から、訓練期間中、訓練終了後まで、ハローワークが求職活動をサポートします
- 離職して雇用保険を受給できない方、収入が一定額以下の在職者の方などが、給付金を受給しながら訓練を受講できます
- 給付金の支給要件を満たさない場合であっても、無料の職業訓練を受講できます（テキスト代などは自己負担）

■ 主な対象者の方は？

給付金を受けて訓練を受講する方

離職者	雇用保険の適用がなかった離職者の方 フリーランス・自営業を廃業した方 雇用保険の受給が終了した方など
在職者	一定額以下の収入のパートタイムで働きながら、正社員への転職を目指す方など

給付金を受けずに訓練を受講する方（無料の訓練のみ受講する方）

離職者	親や配偶者と同居していて一定の世帯収入がある方など （親と同居している学卒未就職の方など）
在職者	働いていて一定の収入のある方など（フリーランスで働きながら、正社員への転職を目指す方など）

■ 制度活用の主な要件

(訓練受講の要件)

- ハローワークに求職の申込みをしていること
- **雇用保険被保険者や雇用保険受給資格者でないこと**
- 労働の意思と能力があること
- 職業訓練などの支援を行う必要があるとハローワークが認めたこと

(給付金の支給要件)

- **本人収入が月8万円以下 [シフト制で働く方などは月12万円以下 (令和3年9月末までの特例)]**
※令和4年3月末まで延長予定
- **世帯全体の収入が月25万円以下**
- 世帯全体の金融資産が300万円以下
- 現在住んでいるところ以外に土地・建物を所有していない
- 全ての訓練実施日に出席する (やむを得ない理由がある場合も、8割以上出席する)
- 世帯の中で同時にこの給付金を受給して訓練を受けている者がいない
- 過去3年以内に、偽りその他不正の行為により、特定の給付金の支給を受けていない

■ 主な訓練コース (求職者支援訓練)

基礎	ビジネスパソコン科、オフィスワーク科など
IT	WEBアプリ開発科、Android/JAVAプログラマ育成科など
営業・販売・事務	OA経理事務科、営業販売科など
医療事務	医療・介護事務科、調剤事務科など
介護福祉	介護職員実務者研修科、保育スタッフ養成科など
デザイン	広告・DTPクリエイター科、WEBデザイナー科など
その他	3次元CAD活用科、ネイリスト養成科など

- 訓練期間は2か月から6か月 (*)
* シフト制で働く在職者などを対象とした訓練コースは2週間から (令和3年度末までの特例)
- 上記の訓練のほか、訓練期間がより長い公共職業訓練 (最長2年) も受講できます

[修了者の声]



介護職が初めてで不安もありましたが、経験豊富な講師の授業により理解が深まり、介護職として働く意欲が高まりました

簿記の資格を取得でき、就職先も決まりました。面接や履歴書の作成指導のおかげで就職活動に意欲的に取り組めました

給付金をもらったので、生活の心配をせずに訓練に集中できました

コース検索



求職者支援制度の申し込みは、ハローワークで受け付けています
まずは、住所地を管轄するハローワークにご相談ください

[所在地・連絡先]



[制度の詳細]



[制度の紹介動画]



令和3年度

「公正採用選考オンライン研修会(動画の視聴)」

開催のご案内

三重労働局および公共職業安定所(ハローワーク)では、雇用主の皆様にあらゆる人権問題について理解を深めていただくとともに、企業における就職の機会均等が確保され、基本的人権を尊重した公正な採用選考システムが確立されるよう様々な啓発活動に取り組んでおります。

この一環として、事業主並びに公正採用選考人権啓発推進員の方々を対象とする「公正採用選考研修会」を県下5会場で開催を予定しておりましたが、新型コロナウイルス感染症が急拡大している状況を鑑み、感染防止を徹底するために対面集団研修を中止しまして、三重労働局ホームページ上でのオンライン研修(【公正採用選考にかかる動画】視聴等)に変更させていただきます。

記

1 研修方法

【公正採用選考にかかる動画】

YouTube厚生労働省動画チャンネル視聴



2 研修動画・研修資料等のホームページ掲載場所

三重労働局 > ニュース&トピックス >

イベント情報 > 2021年度 > 令和3年度「公正採用選考オンライン研修会(動画の視聴)」開催のご案内



詳しくは
HPへ!

3 受講報告

オンライン研修受講後に、上記2に掲載されている【「公正な採用選考」のためのチェックリストおよび研修受講報告書】を管轄のハローワークにご提出(メール、郵送、持参またはFAX)ください。

【受講報告期限 令和4年1月31日(月)】

4 その他

ご不明な点がございましたら、管轄のハローワークへお問い合わせください。

厚生労働省・三重労働局・三重県内ハローワーク

R0309

三重県内のハローワーク

ハローワーク	所在地	電話番号	FAX番号	メールアドレス
★桑名	〒511-0078 桑名市桑栄町1-2 サンファール北館1階	0594-22-5141 (部門コード:31#)	0594-23-2604	suishinin24050 @mhlw.go.jp
★四日市	〒510-0093 四日市市本町3-95	059-353-5566 (部門コード:31#)	059-354-1921	suishinin24010 @mhlw.go.jp
★鈴鹿	〒513-8609 鈴鹿市神戸9-13-3	059-382-8609 (部門コード:43#)	059-383-5619	suishinin24090 @mhlw.go.jp
★津	〒514-8521 津市島崎町327-1	059-228-9161 (部門コード:31#)	059-223-2395	suishinin24030 @mhlw.go.jp
★松阪	〒515-8509 松阪市高町493-6 松阪合同庁舎	0598-51-0860 (部門コード:31#)	0598-50-4186	suishinin24040 @mhlw.go.jp
★伊勢	〒516-8543 伊勢市岡本1-1-17	0596-27-8609 (部門コード:31#)	0596-27-1384	suishinin24020 @mhlw.go.jp
★伊賀	〒518-0823 伊賀市四十九町 3074-2	0595-21-3221	0595-24-2989	suishinin24060 @mhlw.go.jp
★尾鷲	〒519-3612 尾鷲市林町2-35	0597-22-0327	0597-23-2664	suishinin24080 @mhlw.go.jp
熊野	〒519-4324 熊野市井戸町赤坂 739-3	0597-89-5351	0597-89-5369	suishinin24081 @mhlw.go.jp

★印のハローワークでは、公正採用を進めるための啓発DVD等教材の貸し出しを行っています。

令和3年度（第72回）

全国労働衛生週間メッセージ

三重労働局長 西田和史

全国労働衛生週間は、労働者の健康管理や職場環境の改善など「労働衛生」に関する国民の意識を高め、職場の自主的な活動を促して労働者の健康を確保することを目的として、毎年実施しており、今年で72回目を迎えます。

本年度は

「向き合おう！ ころとからだの健康管理」

を全体のスローガンとして展開するとともに、副スローガンとして、

「うつらぬうつさぬルールとともに みんなで守る健康職場」

を設け、事業場に新型コロナウイルス感染防止の徹底を呼び掛けることとしています。

三重県内の労働衛生を取り巻く状況をみると、昨年の三重県で働く一般労働者の年間総実労働時間は、依然として、2,000時間を超える状況で推移し、昨年度も、脳・心臓疾患事案で3件、精神障害事案で6件が労災認定されています。

一方で、何らかのメンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合は、小規模事業場（労働者数50人未満）では6割にとどまり、治療と仕事の両立支援に取り組む事業場の割合も全体で2割程度にとどまっています。

また、職業性疾病では、依然として腰痛が全体の4割以上を占め、そのうち60歳以上の高齢労働者が占める割合は増加傾向にあり、酸素欠乏症による死亡災害が2年連続で発生しています。

さらに、新型コロナウイルス感染症による事業場内での集団感染事案が多く発生しており、昨年は休業4日以上の子患者が62人、本年は既に200人を超えるペースで労働者の感染が続いている状況にあります。

このような状況を踏まえ、長時間労働による健康障害防止対策やメンタルヘルス対策の推進、高齢者が安心して安全に働けるよう健康づくりの推進、がんや脳・心臓疾患などの治療と仕事を両立できる環境の整備とともに、各事業場の実態に即した新型コロナウイルス感染予防対策を徹底し継続することが求められています。

皆様方におかれましては、経営トップの強い決意のもと、労使協力により自主的な労働衛生活動を展開し、高齢者を含むすべての働く人々が心身ともに健康で安心して働き続けることができる職場環境を構築していただくことを祈念いたします。



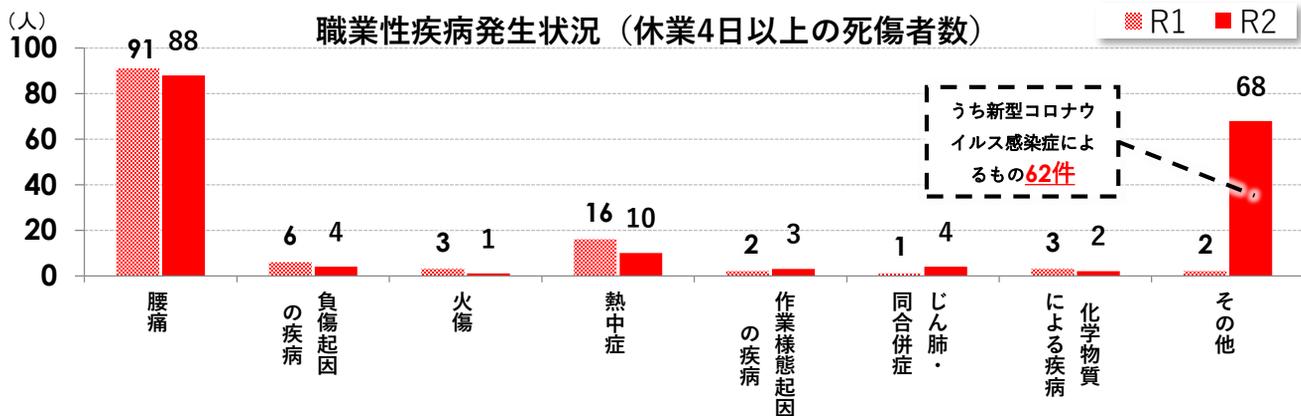
令和3年度（第72回）全国労働衛生週間

期 間 令和3年10月1日～10月7日

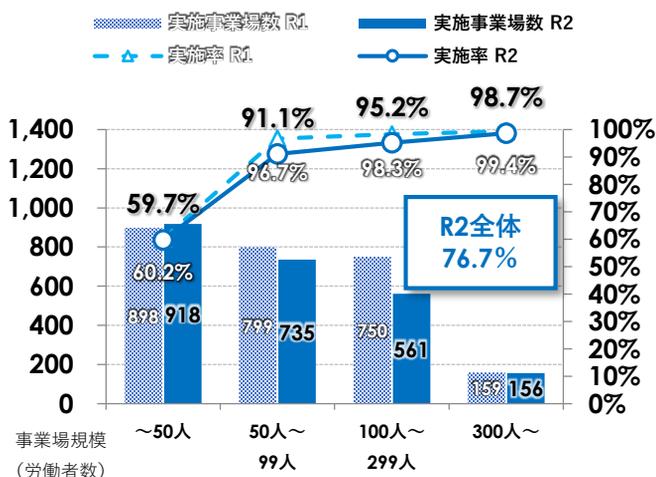
準備期間 令和3年9月1日～9月30日



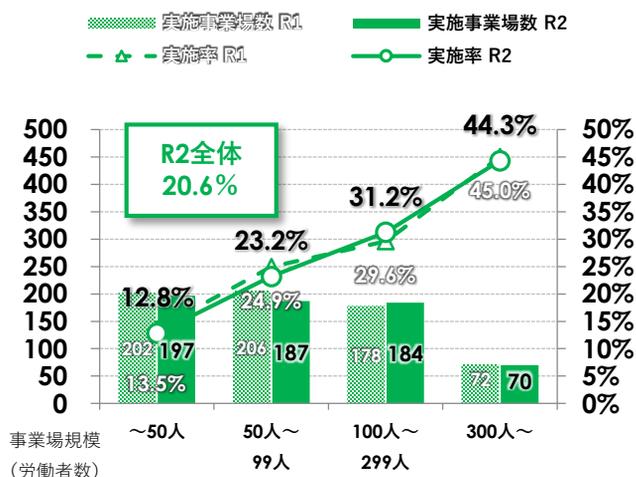
【三重県内における労働者の健康を取り巻く状況】



メンタルヘルス対策取組状況



仕事と治療の両立支援取組状況



労働衛生に関するお知らせ

◆9月は「職場の健康診断実施強化月間」です

労働安全衛生法に基づく健康診断の実施及び健康診断結果についての事後措置（医師の意見聴取及び意見に基づく就労上の措置）を必ず実施してください。

◆建築物等解体工事における石綿ばく露防止のための措置が強化されました

建築物や工作物の解体を行う場合の事前調査、一部建材の措置に関する規制が強化されました。

◆溶接ヒュームが特定化学物質に追加されました

金属アーク溶接等作業により発生する「溶接ヒューム」について、特定化学物質を取扱う作業としての措置義務（換気装置、作業主任者、特殊健康診断）が追加されました。

詳しくは、「三重労働局 労働衛生特設ページ」をご覧ください
<https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/roudouisei.html>



令和3年8月から 業務改善助成金が使いやすくなります



『業務改善助成金』は、設備投資により生産性を向上させ、「事業場内で最も低い賃金（事業場内最低賃金）」の引き上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。

新型コロナウイルス感染症の影響を鑑み、業務改善助成金の内容を大幅に拡充します。
(③はコロナ禍により売上等が一定減少した事業主又は事業場内最低賃金900円未満の事業場に限り)

① 45円コースを新設

② 年度内に2回目の
申請が可能

③ 上限加算の対象人数
を10人まで拡大

対象者（事業場）

- ① 事業場内最低賃金と地域別最低賃金の差額が30円以内
- ② 事業場規模100人以下

支給要件

- ① 賃金引き上げ計画を策定し、**事業場内最低賃金を一定額以上引き上げる**こと
- ② 引き上げ後の賃金額を支払うこと
- ③ 生産性向上に役立つ**機器・設備などを導入**して業務改善を行い、その費用を支払うこと
- ④ 解雇、賃金引き下げ等の不交付事由がないこと
- ⑤ 10人以上の上限額区分を適用する場合のみ、ア又はイに該当すること
ア 賃金要件：**事業場内最低賃金900円未満**の事業場
イ 生産量要件：売上高や生産量などの事業活動を示す指標の直近3か月間の月
平均値が前年または前々年の同じ月に比べて、**30%以上減少**している事業者

助成額

最大 **450万円**（上記⑤のア又はイに該当する場合 **最大 600万円**）

コースにより異なるので、詳細は裏面を確認してください

助成率

	通常	生産性要件あり
事業場内最低賃金 900円未満	4 / 5	9 / 10
900円以上	3 / 4	4 / 5

※「生産性」とは、企業の決算書類から算出した、労働者1人当たりの付加価値を指します。

助成金の支給申請時の直近の決算書類に基づく生産性と、その3年度前の決算書類に基づく生産性を比較し、伸び率が一定水準を超えている場合等に、加算して支給されます。

助成対象

設備投資（**機械設備、コンサルティング導入や人材育成・教育訓練**など）

※ **PC、スマホ、タブレット**の他、**貨物自動車**なども生産性向上の効果が認められる場合は対象

（⑤のイの生産量要件に該当し、引き上げ額30円以上の場合に限る）

各コース助成上限額

- ・45円コースを新設
- ・10人以上の上限区分を新設

引き上げる労働者数

	1人	2～3人	4～6人	7人以上	10人以上
20円コース (20円以上引き上げ)	20万円	30万円	50万円	70万円	80万円
30円コース (30円以上引き上げ)	30万円	50万円	70万円	100万円	120万円
45円コース (45円以上引き上げ)	45万円	70万円	100万円	150万円	180万円
60円コース (60円以上引き上げ)	60万円	90万円	150万円	230万円	300万円
90円コース (90円以上引き上げ)	90万円	150万円	270万円	450万円	600万円

活用事例

助成対象の例

設備投資

- ▶ POSレジシステム導入による在庫管理の短縮
- ▶ リフト付き特殊車両の導入による送迎時間の短縮
- ▶ 顧客・在庫・帳票管理システムの導入による業務の効率化

コンサルティング

- ▶ 専門家による業務フロー見直しによる顧客回転率の向上

その他

- ▶ 店舗改装による配膳時間の短縮 など

この他にも業務改善助成金の活用事例は厚生労働省HPに掲載しています。



手続きの流れ



申請期限

令和4年1月31日



【お問い合わせ】

令和3年8月10日より業務改善助成金コールセンターを開設します。

電話番号：03-6388-6155（受付時間 平日8:30～17:15）

【申請窓口】 事業場がある地域の都道府県労働局雇用環境均等部(室)で受け付けています

伊賀上野城の桜



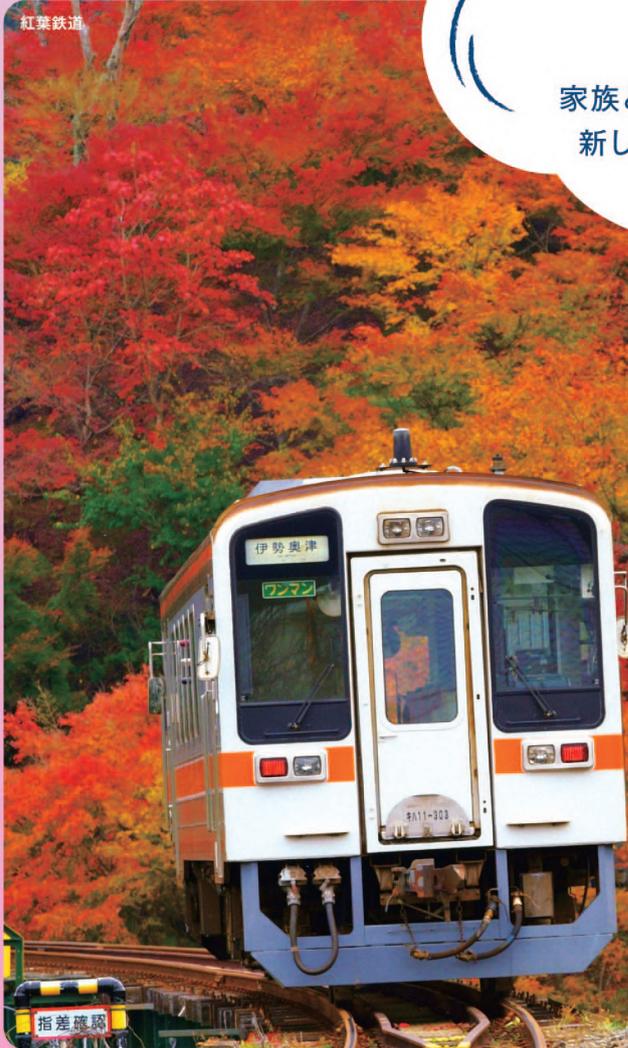
大王崎



獅子岩



紅葉鉄道



年次有給休暇を活用して 三重県の魅力を満喫!

年次有給休暇を取得して、
家族と過ごしたり、地域の魅力に触れたり、
新しい働き方・休み方をはじめましょう。



夫婦岩



よく働いて！ しっかり休む！ 年次有給休暇を活用して 新しい暮らしを始めませんか！

Point 1 季節のイベントを楽しむ



熊野花火大会



御在所岳の氷瀑

Point 2 歴史や文化に触れる



阿下喜のおひなさん



武家屋敷

Point 3 旬の味覚を満喫



牡蠣



伊勢海老

Point 4 日々の疲れをリフレッシュ！



千枚田



赤目四十八滝

地域のイベントや自治体活動に あわせて有給休暇を取得しましょう！

年次有給休暇の取得は、労働者の心身の健康増進や、モチベーションアップ、生産性向上による企業のメリットだけではなく、地域活動への参加の機会が広がり、地域社会の活性化に繋がります。誰もが暮らしやすい三重県の実現のために、年次有給休暇の取得促進に取り組みましょう。

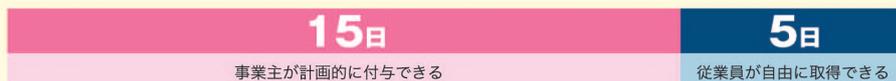
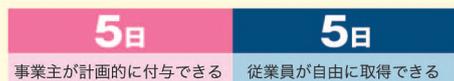
年次有給休暇の「計画的付与制度」を 活用しましょう！

「年次有給休暇の計画的付与制度」とは、年次有給休暇の付与日数のうち5日を除いた残りの日数について、労使協定を結べば、計画的に休暇取得日を割り振ることができる制度です。この制度の導入によって、休暇の取得の確実性が高まり、労働者にとっては予定していた活動が行いやすく、事業主にとっては計画的な業務運営に役立ちます。

1 日数 付与日数から5日を除いた残りの日数を計画的付与の対象にできます。

【例1】年次有給休暇の付与日数が10日の従業員

【例2】年次有給休暇の付与日数が20日の従業員



◎前年度取得されずに次年度に繰り越された日数がある場合には、繰り越し分を含めた付与日数から5日を引いた日数を計画的付与の対象とすることができます。

2 活用方法 企業、事業場の実態に合わせたさまざまな付与の方法があります。

方式	年次有給休暇の付与の方法	適した事業場、活用事例
一斉付与方式	全従業員に対して同一の日に付与	製造部門など、操業を止めて全従業員を休ませることのできる事業場などで活用
交替制付与方式	班・グループ別に交替で付与	流通・サービス業など、定休日を増やすことが難しい企業、事業場などで活用
個人別付与方式	個人別に付与	年次有給休暇付与計画表により各人の年次有給休暇を指定

労働基準法が改正され、2019年4月から年5日間の年次有給休暇を確実に取得させることが必要となりました。

「労働関係法令等オンライン説明会」 (下半期Ver.) を開催します！

改正育児・介護休業法／女性活躍推進法／ハラスメント対策／助成金など

令和4年4月から、改正育児・介護休業法の施行が段階的に始まります。また、改正労働施策総合推進法に基づく「職場におけるパワーハラスメント対策」が事業主規模を問わず義務化されます。

三重労働局では、令和4年4月以降施行される関係法令及び各種助成金を中心に、オンラインによる説明会を開催いたします。全日程、Zoomを使用したオンラインによる開催です。お問合せ、お申込みは裏面をご覧ください。

題目が同じものは内容も同じです。定員に達した場合は申込受付を終了いたしますので、ご了承ください。

各回
参加無料

【第1回】令和3年10月28日(木) 13:30～15:00

- ・両立支援等助成金、働き方改革推進支援助成金、
- ・人材確保等支援助成金、業務改善助成金などについて

【定員90名】
申込締切10月21日

【第2回】令和3年11月10日(水) 13:30～15:00

- ・改正女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画の策定について
- ・同一労働同一賃金に向けた具体的な取組事例

【定員90名】
申込締切11月2日

【第3回】令和3年12月9日(木) 13:30～15:30

- ・ハラスメントの傾向と必要な防止措置について
(労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)
- ・改正女性活躍推進法の概要について

【定員90名】
申込締切12月2日

【第4回】令和4年1月19日(水) 13:30～15:30

- ・改正育児・介護休業法について
(育児・介護休業等に関する規程の整備に向けて)
- ・同一労働同一賃金に向けた具体的な取組事例(※)

【定員200名】
申込締切1月11日

【第5回】令和4年1月27日(木) 13:30～15:30

- ・改正育児・介護休業法について
(育児・介護休業等に関する規程の整備に向けて)
- ・改正女性活躍推進法の概要について(※)

【定員200名】
申込締切1月19日

【第6回】令和4年2月3日(木) 13:30～15:30

- ・改正育児・介護休業法について
(育児・介護休業等に関する規程の整備に向けて)
- ・同一労働同一賃金に向けた具体的な取組事例(※)

【定員200名】
申込締切1月27日

【第7回】令和4年2月10日(木) 13:30～15:30

- ・ハラスメントの傾向と必要な防止措置について
(労働施策総合推進法、男女雇用機会均等法、育児・介護休業法)
- ・改正女性活躍推進法の概要について

【定員90名】
申込締切2月3日

(※) 内容が一部変更になる場合があります。

お申込み方法は裏面へ

QRコードから
申し込みできます



三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。 センターのホームページから、もしくは、QRコードからお申込みできます。

- ▶(センターホームページ) <https://task-work.com/mie/>
ホームページのトップページ右側の「メニュー」のうち、
「セミナー開催」をクリック。
⇒「セミナー開催一覧」のうち、本説明会の申込フォームに
必要事項を記入の上、お申込みください。



申込フォーム
QRコード

- ▶(QRコード) 右のQRコードから申込ができます。
- ▶各回開催日の申込締切日(表面に記載)までに、上記の申込フォーム等からお申込みをお願いいたします。
なお、申込締切日前に定員に達した時点で申込を終了いたしますので、ご了承ください。

お申込み後の流れ

1. 申込が完了しますと、開催日の5日前までに、「申込完了の確認メッセージ」と「資料ダウンロード方法のご案内メール」を、登録されたメールアドレスあてに、センター(メールアドレス: mie@task-work.com)より送信いたします。
2. 参加される説明会開催の前日までに、Zoom(ウェブ会議システム)の「入室用URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメールアドレスあてに、センター(1と同じメールアドレス)より送信いたします。
3. 開催日は、開始時間10分前より、上記2の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。
当日の説明資料につきましては、上記1の「資料ダウンロード方法のご案内メール」にてご案内する場所から、参加者様にてダウンロードし、ご用意ください。
紙媒体の送付は行いませんのでご了承ください(当日はZoom画面にも資料を映します)。

注意事項

- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本説明会の管理運営以外に使用いたしません。
- ▶全日程、Zoomを使用しますが、Zoomに関する使用方法は、本説明会主催者ではお答えしておりませんので、ご了承ください。
- ▶当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

説明会の内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2

津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318

WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

厚生労働省三重労働局委託事業

三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417

FAX 059-993-0801

E-mail mie@task-work.com

ホームページ <https://task-work.com/mie/>

令和3年度

参加者募集中!

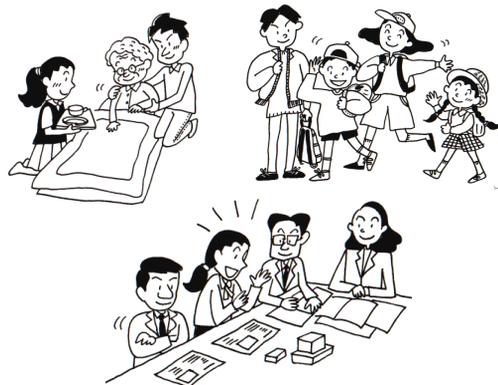
コロナ禍における勤務環境改善のための

オンラインワークショップのご案内

●対象: 人事労務担当者等 ●参加費: 無料

コロナ禍において、テレワークなどの多様な働き方の導入や、生産性の向上、時間外労働の削減など勤務環境改善のための取組を進めるため、働き方・休み方の課題解決や実践につながる情報交換の場としてワークショップを開催します。

実践のヒントを参加者のみなさまとともに考えますので、「何から取り組めばよいのかわからない」、「取組を一歩でも前へ進めたい」とお悩みの方は、ぜひご参加ください。



●開催日時・定員

第1回

9月9日(木) 13:30~15:00	定員 12名
------------------------	-----------

第2回

10月13日(水) 13:30~15:00	定員 12名
--------------------------	-----------

※定員に達し次第締め切ります

●ワーク・ショップの内容

参加者が6人程度のグループに分かれて、三重労働局の職員やコンサルタントなどと一緒に、職場の働き方や休み方の改善に向けた現状、課題、解決方法についてオンライン上で話し合います。

ワークショップに参加された各事業所で、取組を実践される場合、改善計画や取組の進め方などについてアドバイスを希望される事業所に対しては、専門のコンサルタントが個別に訪問し、支援します。(無料)

●当日のスケジュール

○説明 「コロナ禍におけるテレワークの必要性、生産性の向上に向けて」

○ワークショップ開催

テーマ

1. 新型コロナウイルス感染症対策

新しい生活様式に配慮した職場での取り組みなど

2. 多様な働き方・生産性の向上

テレワーク、勤務間インターバル制度、兼業・副業など

3. 労働時間関係

所定労働時間の削減、労働時間管理方法など

4. 休暇関係

年次有給休暇を取得しやすい職場環境、ワクチン休暇など

●参加申込・お問い合わせ

参加希望日をお決めになり、裏面によりお申し込みください。
(第1回、第2回ともワークショップ等の内容は同じです)

主催：三重労働局・三重働き方改革推進支援センター

お申込み方法

三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。

▶センターのホームページから、もしくは、QRコードからお申込みできます。

▶(センターホームページ) <https://task-work.com/mie/>

トップページ右側メニューの「セミナー開催」をクリック。

⇒「セミナー開催一覧」のうち、本ワークショップの申込フォームに必要事項を記入の上、お申込みください。



▶(QRコードアドレス) 右のQRコードから申込ができます。

※各回開催日の**1週間前までに**、お申し込みをお願いいたします。

申込締切日前に定員に達した時点で申込を終了いたしますので、ご了承ください。

お申込み後の流れ

1. 参加されるワークショップ開催の2日前までに、**当日の資料とZoom（ウェブ会議システム）**の「入室用URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメールアドレスあてに、センター(mie@task-work.com)より送信いたします。

※ 当日の資料は、案内に沿ってダウンロードしてご準備ください。

※ 紙媒体の資料の送付はございません(当日はZoom画面にも資料を映します)。

※ 資料の準備シートに各社の問題点、成功点をあらかじめ記載していただくか、当日発表できるようにご準備ください。

2. 開催日は、開始時間10分前より、上記の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。

注意事項

- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本ワークショップの管理運営以外に使用いたしません。
- ▶全日程でZoomを使用します。Zoomに関する使用法は本ワークショップ主催者ではお答えしておりません。
- ▶当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

ワークショップの内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2
津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318

WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

(厚生労働省三重労働局委託事業)
三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417

E-mail mie@task-work.com

ホームページ <https://task-work.com/mie/>

令和3年度

コロナ禍における勤務環境改善のための

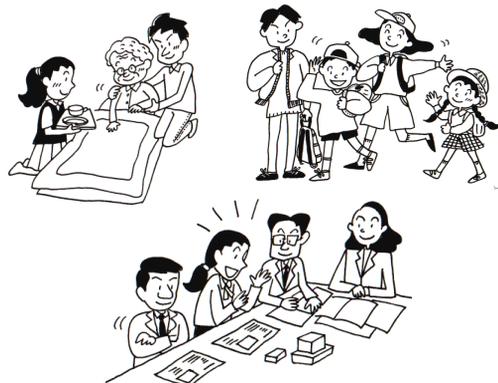
参加者募集中!

オンラインワークショップのご案内

●対象: 人事労務担当者等 ●参加費: 無料

コロナ禍において、テレワークなどの多様な働き方の導入や、生産性の向上、時間外労働の削減など勤務環境改善のための取組を進めるため、働き方・休み方の課題解決や実践につながる情報交換の場としてワークショップを開催します。

実践のヒントを参加者のみなさまとともに考えますので、「何から取り組めばよいのかわからない」、「取組を一步でも前へ進めたい」とお悩みの方は、ぜひご参加ください。



●開催日時・定員

第3回

1月13日(木) 13:30~15:00	定員 12名
-------------------------	-----------

第4回

2月18日(金) 13:30~15:00	定員 12名
-------------------------	-----------

※定員に達し次第締め切ります

●ワーク・ショップの内容

参加者が6人程度のグループに分かれて、三重労働局の職員やコンサルタントなどと一緒に、職場の働き方や休み方の改善に向けた現状、課題、解決方法についてオンライン上で話し合います。

ワークショップに参加された各事業所で、取組を実践される場合、改善計画や取組の進め方などについてアドバイスを希望される事業所に対しては、専門のコンサルタントが個別に訪問し、支援します。(無料)

●当日のスケジュール

○説明 「コロナ禍におけるテレワークの必要性、生産性の向上に向けて」

○ワークショップ開催

テーマ

1. 新型コロナウイルス感染症対策

新しい生活様式に配慮した職場での取り組みなど

2. 多様な働き方・生産性の向上

テレワーク、勤務間インターバル制度、兼業・副業など

3. 労働時間関係

所定労働時間の削減、労働時間管理方法など

4. 休暇関係

年次有給休暇を取得しやすい職場環境、ワクチン休暇など

●参加申込・お問い合わせ

参加希望日をお決めになり、裏面によりお申し込みください。
(第3回、第4回ともワークショップ等の内容は同じです)

主催 : 三重労働局・三重働き方改革推進支援センター

お申込み方法

三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。

▶センターのホームページから、もしくは、QRコードからお申込みできます。

- ▶(センターホームページ) <https://task-work.com/mie/>
トップページ右側メニューの「セミナー開催」をクリック。
⇒「セミナー開催一覧」のうち、本ワークショップの申込フォームに必要事項を記入の上、お申込みください。

- ▶(QRコードアドレス) 右のQRコードから申込ができます。



※各回開催日の**1週間前までに**、お申し込みをお願いいたします。

申込締切日前に定員に達した時点で申込を終了いたしますので、ご了承ください。

お申込み後の流れ

1. 参加されるワークショップ開催の2日前までに、**当日の資料とZoom（ウェブ会議システム）**の「入室用URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメールアドレスあてに、センター(mie@task-work.com)より送信いたします。

※ 当日の資料は、案内に沿ってダウンロードしてご準備ください。

※ 紙媒体の資料の送付はございません(当日はZoom画面にも資料を映します)。

※ 資料の準備シートに各社の問題点、成功点をあらかじめ記載していただくか、当日発表できるようにご準備ください。

2. 開催日は、開始時間10分前より、上記の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。

注意事項

- ▶お申込みの際にご提供いただいた個人情報、本ワークショップの管理運営以外に使用いたしません。
- ▶全日程でZoomを使用します。Zoomに関する使用法は本ワークショップ主催者ではお答えしていません。
- ▶当日は、安定した通信環境でご参加ください。通信環境や回線状況により、音声や映像が乱れる、画面がフリーズする等、ご視聴いただけない場合があります。
- ▶録画、録音、撮影及び資料の2次利用、詳細内容のSNS等への投稿は固くお断りいたします。

ワークショップの内容に関するお問合せ先

三重労働局雇用環境・均等室

〒514-8524 津市島崎町327番2
津第二地方合同庁舎

TEL 059-226-2318

WEB等でのお申込みに関するお問合せ先

(厚生労働省三重労働局委託事業)
三重働き方改革推進支援センター

フリーダイヤル 0120-111-417

E-mail mie@task-work.com

ホームページ <https://task-work.com/mie/>

企業の皆様へ Zoom を使用したオンライン開催です！

女性活躍推進法に基づく一般事業主行動計画策定等 オンライン「個別相談会」を開催します！！

「女性活躍推進法」の改正により、令和4年4月1日より常時雇用する労働者数101人以上の事業主は、同法に基づく女性の職業生活における活躍の推進に関する取組に係る計画の策定及び労働局長への届出並びに情報公表が義務となります。課題を分析したうえで、課題の解消のための行動計画を策定し、労働局に届け出ること等が必要となります。

三重労働局 雇用環境・均等室では行動計画策定に向けた「個別相談会」を開催します。全日程、Zoom を使用したオンラインによる開催です。

日程	時間帯		
11月 9日 (火)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
11月17日 (水)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
12月 7日 (火)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
12月14日 (火)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
1月14日 (金)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
1月26日 (水)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
2月 4日 (金)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00
2月22日 (火)	①10:30~11:30	②13:30~14:30	③15:00~16:00

お申込み方法は裏面へ

※上記日程からご希望の時間帯をお選びください。
申込みは先着順で定員に達し次第、締め切ります。

- 開催方法：オンライン形式（Zoom）
- 対象者：事業主、労務管理担当者
- 参加申込み方法：裏面「お申込み方法」のとおり

行動計画策定に悩んでいる事業主の皆様、ぜひご参加ください！

お申込み方法

三重働き方改革推進支援センターへ、お申込みください。

- センターのホームページ、もしくはQRコードからお申込みできます。

センターホームページ：<https://task-work.com/mie/>

- ① トップページ右側メニューの「セミナー開催」をクリック。
 - ② 「セミナー開催一覧」のうち、本相談会の申込フォームに必要事項を記入のうえ、お申込みください。
- 右のQRコードからも申込ができます。

申込フォーム
QRコードです⇒



なお、申込みは先着順で定員に達し次第、
締め切りますのでご了承ください。

(申込み時にすでに定員に達している場合があります)

また、定員に達している場合は申込フォームより日時を削除していることがあります。

申込状況によっては当室よりお電話させていただく場合があります。

お申込み後の流れ

1. 申込が完了しますと、「申込完了の確認メッセージ」を、登録されたメールアドレスあてに、センター (mie@task-work.com) より送信いたします。
2. 参加される相談会開催の前日までに、Zoom (ウェブ会議システム) の「入室用 URL、ID、パスワード」を記載した招待メールを、登録されたメールアドレスあてに、センター (mie@task-work.com) より送信いたします。
3. 開催日は、開始時間5分前より、上記2の招待メールに記載するURLをクリックしてご参加ください。
4. 当日使用する資料は、働き方改革推進支援センターホームページよりダウンロードをお願いいたします。

注意事項

- お申込みの際にご提供いただいた個人情報は、本相談会の管理運営以外に使用しません。
- 全日程、Zoom を使用しますが、Zoom に関する使用法は、本相談会主催者ではお答えしておりませんので、ご了承ください。
- 相談会に伴う通信料はご相談者様のご負担となります。
- 録画、録音、撮影、及び詳細内容の SNS 等への投稿は固くお断りします。

個別相談会のお問合せ

三重労働局 雇用環境・均等室
〒514-8524 津市島崎町 327-2
津第二地方合同庁舎 2 階
Tel : 059-226-2318

Web でのお申込みに関するお問合せ

厚生労働省三重労働局委託事業
三重働き方改革推進支援センター
フリーダイヤル 0120-111-417
FAX 059-993-0801
E-mail mie@task-work.com
ホームページ <https://task-work.com/mie/>

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」

事業主の皆様へ 労働保険の成立手続はお済みですか？
1人でも労働者を雇ったら、労働保険の加入が必要です

厚生労働省では、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」と定め全国的に広報を行うほか、三重労働局では、一般社団法人全国労働保険事務組合連合会三重支部と連携して、労働保険の未手続事業場を戸別訪問する等により、加入促進を図っています。

労働保険（「労災保険」と「雇用保険」の総称）は政府が管理し、運営する強制保険です。農林水産業の一部を除き、労働者を1人でも雇用している場合、事業主又は労働者の意思の有無にかかわらず加入が法律で義務づけられています。

労働保険

労災保険（労働者災害補償保険）

労働者が業務上の事由、二以上の事業の業務を要因とする事由又は通勤が原因で負傷した場合、病気になった場合や不幸にも死亡された場合に被災労働者や遺族を保護するため必要な保険給付を行います。

また、労働者の社会復帰促進など、福祉の増進を図るための事業も行っています。

雇用保険

労働者が失業した場合や雇用の継続が困難となる事由が生じた場合に、労働者の生活や雇用の安定を図るとともに、再就職を促進するため必要な給付を行います。

また、労働者の能力の開発や向上等労働者の福祉の増進を図るための事業も行っています。

している

労働者を雇用していますか？

していない

労働保険に加入の必要があります

労働保険の加入の必要はありません

今後、労働者を雇用した場合は、労働保険の加入が必要です。

1週間の所定労働時間が20時間以上であり、31日以上雇用されることが見込まれる者

いる

労災保険及び雇用保険（注1）の両保険加入

いない

労災保険のみ加入

「労働保険概算保険料申告書」を提出してください。

管轄の労働基準監督署へ

「被保険者資格取得届」「雇用保険適用事業所設置届」を提出してください。

管轄の公共職業安定所へ

（注1）雇用保険の被保険者とならない場合もあります。

※建設業の現場労災保険については、適用要件が異なります。

※労働保険の加入手続きを怠っていると

1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します
2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します（費用徴収制度）
3. 事業主の方のための助成金が受けられません



お問合せ先 三重労働局総務部労働保険徴収室 電話：059-226-2100
又は、最寄りの労働基準監督署・公共職業安定所（ハローワーク）へご相談ください。

労働保険の加入手続きを怠っていると？

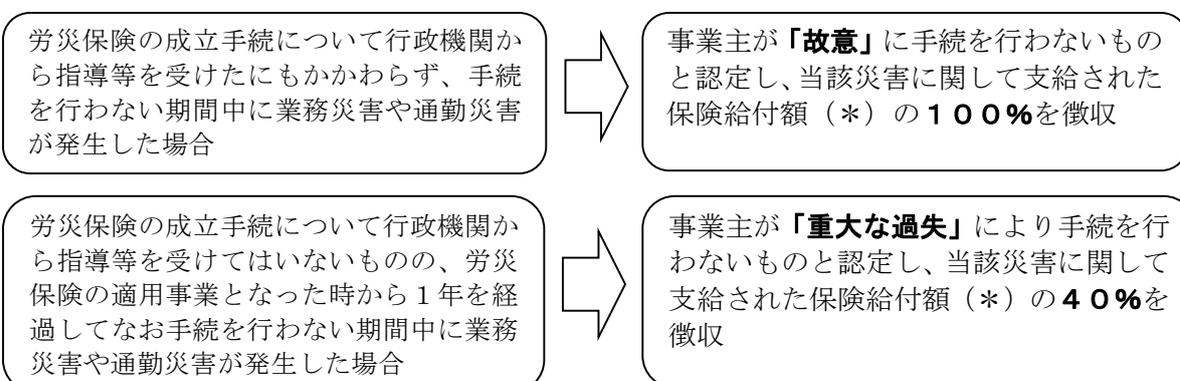
1. 遑って保険料を徴収するほか、追徴金も徴収します

労働局、労働基準監督署又はハローワークから指導を受けたにも関わらず、労働保険の加入手続きを行わない事業主に対しては、政府が職権により成立手続及び労働保険料額を決定します。

その際、過去の期間についても遑って労働保険料を徴収するほか、併せて追徴金も徴収します。

2. 労働災害が生じた場合、労災保険給付額の全部又は一部を徴収します（費用徴収制度）

事業主が「故意」又は「重大な過失」により労災保険に係る保険関係成立届を提出していない期間中に生じた事故について、労災保険給付を行った場合は、事業主から遑って労働保険料を徴収（併せて追徴金を徴収）するほか、労働基準法の規定による災害補償の価格の範囲で、保険給付に要した費用の全部又は一部を徴収します。



(*)療養開始後3年間に支給されるものに限る。
また、療養（補償）等給付及び介護（補償）等及び二次健康診断等給付は除く。

※なお、労働保険の成立手続後においても、事業主が一般保険料を滞納している期間中に業務災害や複数業務要因災害、通勤災害が発生した場合、または、事業主の故意又は重過失により業務災害が発生した場合には、保険給付額の一部が事業主から徴収されます。

3. 事業主の方のための助成金が受けられません

雇用調整助成金や、特定求職者雇用開発助成金などの、事業主のための雇用関係助成金については、労働保険料の滞納がある場合、受給できない可能性があります。

加入手続きを行っていない事業主の方は、速やかにご相談ください。

労働局又は最寄りの労働基準監督署及び公共職業安定所（ハローワーク）で行っております。

みんなチェック！
最低賃金。

会社員、パート、
アルバイトの方、学生さんなど
働くすべての人と
雇う人のためのルールだよ。

三重県 最低賃金

令和3年
10月1日から
[時間額]

902 円

28円
UP

最低賃金とは、働くすべての人に賃金の最低額を保障する制度です。

WEBで確認!
最低賃金に関する特設サイト
<http://www.saiteichingin.info/>
最低賃金制度 検索



最低賃金に関するお問い合わせは三重労働局または最寄りの労働基準監督署へ
三重労働局ホームページアドレス <https://jsite.mhlw.go.jp/mie-roudoukyoku/>



最低賃金制度って何？

働くすべての人に、
賃金の最低額（最低賃金額）を保障する制度です。

年齢やパート・学生アルバイトなどの
働き方の違いにかかわらず、すべての労働者に適用されます。



確認の方法は？

^(※1)
確認したい賃金を時間額にして、
最低賃金額（時間額）と比較してみましょう！

最低賃金額との比較方法 あなたの賃金と該当する都道府県の最低賃金額を書き込んでみましょう。(※2)

1 時間給の場合	<table border="1"><tr><td>時間給</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	時間給	≧	最低賃金額(時間額)	円		円								
時間給	≧	最低賃金額(時間額)													
円		円													
2 日給の場合	<table border="1"><tr><td>日給</td><td>÷</td><td>1日の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
日給	÷	1日の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
3 月給の場合	<table border="1"><tr><td>月給</td><td>÷</td><td>1か月の平均所定労働時間</td><td>=</td><td>時間額</td><td>≧</td><td>最低賃金額(時間額)</td></tr><tr><td>円</td><td></td><td>時間</td><td></td><td>円</td><td></td><td>円</td></tr></table>	月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)	円		時間		円		円
月給	÷	1か月の平均所定労働時間	=	時間額	≧	最低賃金額(時間額)									
円		時間		円		円									
4 上記 1, 2, 3 が 組み合わさっている場合	例えば、基本給が日給で 各手当(職務手当など)が 月給の場合	① 基本給(日給)→ 2 の計算で時間額を出す ② 各手当(月給)→ 3 の計算で時間額を出す ③ ①と②を合計した額 ≧ 最低賃金額(時間額)													

(※1) 最低賃金額との比較に当たって、次の賃金は算入しません。
①臨時に支払われる賃金(結婚手当など)②1か月を超える期間ごとに支払われる賃金(賞与など)③所定労働時間を超える時間の労働に対して支払われる賃金(時間外割増賃金など)④所定労働日以外の日の労働に対して支払われる賃金(休日割増賃金など)⑤午後10時から午前5時までの間の労働に対して支払われる賃金のうち、通常の労働時間の賃金の計算額を超える部分(深夜割増賃金など)⑥精算手当、通勤手当および家族手当
(※2) 詳細な計算方法や、歩合給の場合の計算方法などは労働局または最寄りの労働基準監督署へ

使用者も、労働者も、必ず確認。最低賃金。



スマホ、携帯で
自分の地域の
最低賃金を
チェックしましょう！

最大600万円を助成

業務改善 助成金

中小企業事業者の皆さんへ

賃金引上げを支援する助成金を 積極的に利用しましょう。

「業務改善助成金」は、生産性を向上させ「事業場内で最も低い賃金(事業場内最低賃金)」の引上げを図る中小企業・小規模事業者を支援する助成金です。設備投資などを行なった場合、支給の要件に応じてその費用の一部を助成します。 [詳しくは、こちら](#) [業務改善助成金](#) [検索](#)

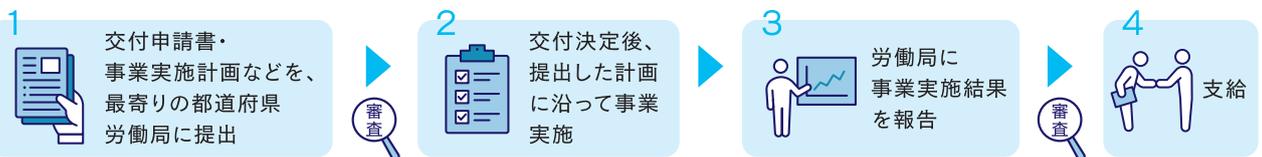
業務改善
助成金の
動画も
あります。



支給の要件



助成金 支給までの 流れ



専門家による
無料相談を
実施

賃金引上げにお悩みの方は働き方
改革推進支援センターにご相談ください。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援センター](#) [検索](#)

働き方改革
推進支援
資金

日本政策金融公庫では、事業場内最低賃金の引上げに取り組む者に対して、設備資金や運転資金の融資を行っています。

[詳しくは、こちら](#) [働き方改革推進支援資金](#) [検索](#)

リサイクル適性
この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。